

浪江町個人住宅改修支援事業補助金 対象工事一覧表(第4条関係)

【対象となる工事】

リフォーム等の項目	リフォーム等の内容	具体的な内容	備考
新築及び改築工事			新築は、平成23年3月11日時点で浪江町に住民登録があった方に限る
外壁・屋根 等の改修工事	屋根の改修工事	葺き替え、塗り替え 等	
	外壁の改修工事	外壁材の張り替え、塗り替え 等	
	雨樋の改修工事	雨樋の取り替え 等	
	バルコニー・縁側等の改修工事	バルコニー・縁側等の修繕 等	
天井・壁・床 等の改修工事	天井・内壁の改修工事	天井・内壁の張り替え・塗り替え等	
	床の改修工事	床板の張り替え、畳の交換・表替え 等	
	間取りの変更工事	間仕切り壁の変更 等	
	建物と一体になる収納等の設置工事	壁面収納 等	
	照明器具等の設置工事	照明器具等の設置工事及び配線工事	器具本体のみの設置は対象外
増築工事	増築工事	増築工事	
窓及びドアの改修工事	建具の設置工事	アルミサッシ・シャッター・雨戸・網戸の設置工事	
	建具の改修工事	建具の取り替え、ふすま・障子の張り替え、ガラスの交換 等	
バリアフリー化改修工事	手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡幅工事	手すりの設置、段差解消、廊下幅等の拡幅 等	
給排水設備の改修工事	新規加入に伴う給水装置工事	上水道等新規加入に伴う給水装置設置 等	
	設備器具等の設置工事	ボイラー、システムキッチン、湯沸し器、エコキュート 等の設置	
	下水道接続工事	下水道等新規加入に伴う排水設備設置 等	
	排水設備工事	浄化槽、ブローアの修繕工事等	浄化槽の新設は対象外
	トイレの改修工事	屋内配管、器具の取り替え 等	
	風呂・台所等の改修工事	配管・器具の取り替え 等	
	配管等の修繕工事	配管の修繕工事、ボイラーの修繕工事 等	

【対象とならない工事】

リフォーム等の内容	具体的な内容	備考
解体のみを行う工事		
家具・調度品・家電等の購入	タンス・仏壇・下駄箱・応接セット・カーテン・ブラインド・絨毯・家電製品 等	建物と一体になる収納等の設置は支援対象
簡易物置・車庫等の設置	プレハブ物置 等	
外構工事	造園工事、土留め工事、門の設置、敷地内の舗装 等	
電話・インターネットの配線		
テレビのアンテナ等の設置		
店舗併用住宅の居住部分以外の工事		
各法令に違反する工事		
敷地外の工事		